

申告の手引き

申請書名	省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書
対象の要件	<p>○平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること</p> <p>○改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上であること</p> <p>○平成 32 年 3 月 31 日までの間に、50 万円を超える熱損失防止改修（省エネ改修）が行われたものであること</p> <p>※国・地方公共団体から補助金等を受けている場合は、その補助金等の額を改修工事費から控除して算定します。</p> <p>○下記のいずれかの工事を行っていること</p> <p>①窓の改修工事（※必須 必ず行っていること）</p> <p>②床の断熱改修工事</p> <p>③天井の断熱改修工事</p> <p>④壁の断熱改修工事</p>
減額の内容	<p>省エネ改修工事の完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする課税年度分に限り、1 戸当たり 120 ㎡相当分までの固定資産税額の 3 分の 1（長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は、3 分の 2）が減額されます（都市計画税は対象となりません）</p>
申告の方法	<p>改修工事の完了後 3 か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書」の提出が必要となります</p> <p>◎添付書類</p> <p>①現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書 （建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人の発行したもの）</p> <p>②改修工事の費用を証明する書類（写し） （工事明細書・領収証）</p> <p>③改修工事個所の写真・図面</p> <p>④補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合のみ）</p> <p>⑤長期優良住宅の認定を受けた改修の場合は、認定通知書の写し</p>
問い合わせ先	<p>税務住民課 資産税班</p> <p>電話番号 043-496-1171 内線114・115</p>